

休職中の方が障害福祉サービスによる復職支援を利用する場合について

障害者が復職に必要な生活のリズムの確立や、体力や集中力の回復、主治医や産業医との連携等を通じ、円滑な職場復帰を目指すことを目的とし、障害福祉サービス※による復職支援を受けることができます。

※対象サービス： 就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、自立訓練、生活介護

【利用条件】

以下のいずれも満たす場合に利用することができます。

- ① 当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援の実施が見込めない、または困難な場合
- ② 休職中の障害者本人が復職を希望し、企業および休職に係る診断をした主治医が、障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断した場合
- ③ 休職中の障害者にとって、障害福祉サービスを利用することにより、より効果的に復職につながる事が可能であると市が判断した場合

【提出資料】

- 雇用先企業からの意見書
- 休職に係る診断をした主治医からの意見書

【申請・支給決定について】

- (ア) 申請時、聞き取り調査(1時間程度)を行うため、事前に社会福祉課にお問合せの上来所してください。

【申請時の持ち物】 上記提出資料、マイナンバーカード

- (イ) 支給決定期間は、企業の定める休職期間の終了までかつ、1か月から6か月までの範囲内で行います。また利用期間の上限は2年となります。
- (ウ) 支給決定ごとに上記提出資料の提出が必要です。

担当:岩沼市社会福祉課障害福祉係

住所:〒989-2427 岩沼市里の杜三丁目4番 15 号

総合福祉センターi あいプラザ内

TEL:0223-23-0509